

第26回国民文化祭京都市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第26回国民文化祭京都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第26回国民文化祭・京都2011（以下「国民文化祭」という。）において、京都市が主催する事業（以下「主催事業」という。）を円滑に開催することにより、広く市民の文化活動への参加意欲を喚起し、新しい文化の創造を促し、もって本市における文化を通じた市民、観光客その他の交流及びその発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 主催事業の開催に必要な計画の策定に関すること。
- (2) 主催事業の企画、準備及び実施に関すること。
- (3) 京都府をはじめとする関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、京都市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要があると認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
- (2) 監事 2名

2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、第9条に規定する総会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、第4条第3項第1号に掲げる委員が、就任時の関係機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会の会議は、次に掲げるものとする。

(1) 総会

(2) 事業別企画委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長及び委員の過半数の出席により成立するものとする。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決議する。

(1) 主催事業の準備、運営及び実施等の基本となる計画に関すること。

(2) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。

(3) 会則の制定及び改廃に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

4 総会は、会長が、必要があると認めるときに招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの総会は、市長が招集する。

5 総会に出席できない委員は、会長又は代理人に決議を委任することができる。この場合において、その委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事業別企画委員会)

第10条 事業別企画委員会は、会長が委嘱する者(以下、「企画委員」という。)をもって構成する。

2 事業別企画委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 事業別実施計画の原案策定等に係る調査、審議及び企画立案に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

3 事業別企画委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 4 事業別企画委員会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が指名する。
- 5 委員長及び副委員長は、企画委員のうちから会長が指名する。
- 6 委員長は、事業別企画委員会の会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 8 顧問は、事業別実施計画の原案策定等に係る調査、審議及び企画立案についての助言を行う。
- 9 事業別企画委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 10 事業別企画委員会は、第2項の規定により審議したときは、その結果を次の総会に報告しなければならない。
- 11 前条第5項から第7項までの規定は、事業別企画委員会の会議について準用する。この場合において、これらの項中「総会」とあるのは「事業別企画委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「委員」とあるのは「顧問及び企画委員」と読み替えるものとする。
- 12 事業別企画委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、総会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第13条 実行委員会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の決議により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、京都市に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成21年5月14日から施行する。

(会計年度の特例)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成22年3月31日までとする。